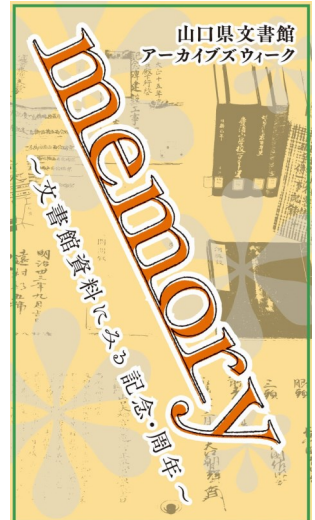
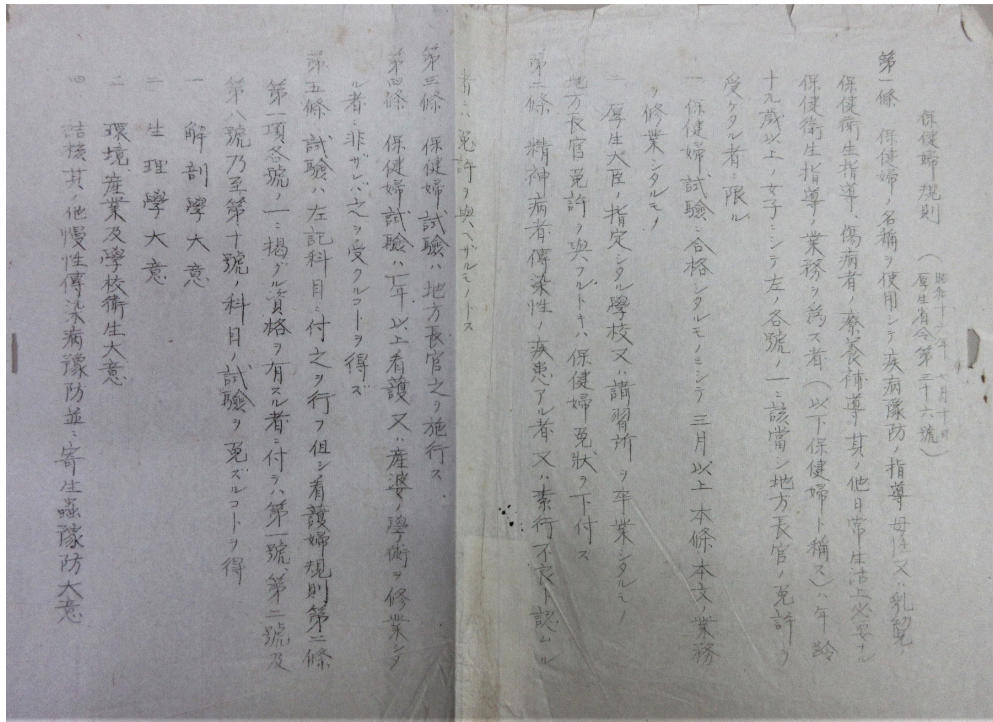




＊ 12

保健婦規則（土山家文書1382）

その日 ⑦

昭和16年7月10日「保健婦規則」の制定と山口県の保健婦

《保健婦規則の制定》

地域・学校・職場における保健指導に加え、大規模災害被災地での保健活動や新型コロナウイルス感染症対策など、公衆衛生の専門職である保健師の役割は近年ますます重みを増してきています。

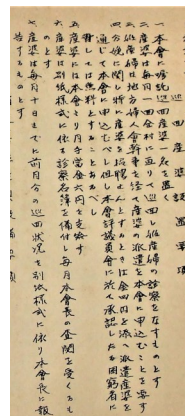
保健師はかつて保健婦と呼ばれていました。その資格や業務内容を定めた保健婦規則が公布されたのは、第二次世界大戦中の昭和16年(1941)7月10日のことです。同年1月、戦争に必要な兵力や労働力を確保するための人口増加策である「人口政策確立要綱」が閣議決定されました。この中で保健婦の配置が求められたことは、規則の制定を後押ししました。

制定により保健婦は資格職となりましたが、従来、各地で様々な名称の人々が保健婦に類似する活動を行っており、そうした人々にも保健婦資格が与えられました。山口県内で注目されるのは、巡回産婆と

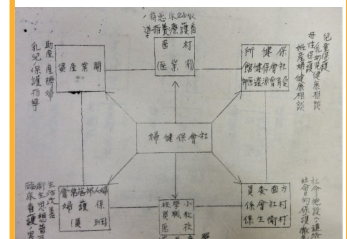
社会保健婦の活動です。

《山口県の巡回産婆》

明治32年(1899)の産婆規則制定により、産婆(現在の助産師)は資格職となりました。専門教育を受けた産婆の普及を図るため、大正～昭和初期には、妊産婦宅を巡回訪問し健康相談や助産を行う巡回産婆を市町村などが設置しました。



◀阿武郡生雲村(現山口市)の巡回産婆設置要項(「昭和8年生雲村社会事業概要」1930年代市町-43)



農村社会保健事業要綱
(「社会保健婦の使命と実務」
土山家文書1383)

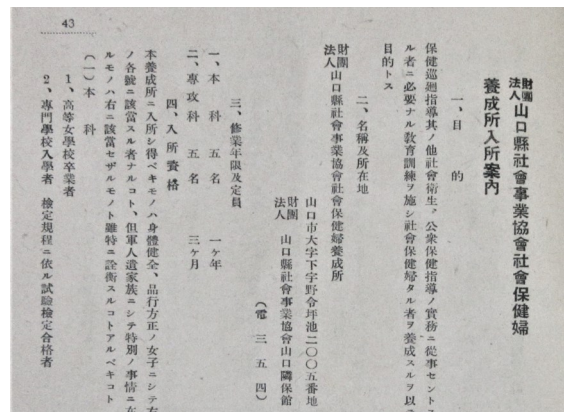
昭和16年に山口県が主催した「愛育事業農村隣保事業講習会」では、厚生省人口問題研究所研究官の西野陸夫が「社会保健婦の使命と実務」と題して講演しました。その際に配付された資料では、農村の社会・保健衛生問題に対応するネットワークの中心に社会保健婦が据えられています。

巡回産婆は対象者の家庭を訪問し相談業務を行うことから、方面委員（民生委員の前身）としての適性も認められていました。また、保健婦規則の制定により保健婦資格を得た人々の中で、産婆有資格者が占める割合をみると、山口県は全国で第4位の多さでした。

《山口県の社会保健婦》

社会保健婦の「社会」には、社会事業の従事者との意味が込められていました。山口県内で社会事業を推進していた山口県社会事業協会は、社会保健婦の養成を図るため、昭和15年に社会保健婦養成所を設立しました。開設当初の定員は10名でしたが、翌年には20名に増加となったうえ、入所資格に「社会事業への深い理解と確固たる信念」の一文が加わりました。

この養成所で産婆学・看護学・社会事業実習などの教育課程を修めた社会保健婦が、県内の国民健康保険組合や社会事業施設で活動するようになりました。山口県社会事業協会の機関誌『社会時報』では、養成所の卒業生である社会保健婦が自身の活動について寄稿した特集（「体験を語る」）が組まれました。



▲財団法人山口県社会事業協会社会保健婦養成所入所案内
（『社会時報』第17巻第4号/昭和15年4月/月輪寺文書181）

社会保健婦の仕事

下関市北奉公会館
社会保健婦 朝見トミエ

私達の社会保健婦として此の事業に携りましてより、まだ日も浅うございますので皆様の前に苦心談、経験談等と申し上げますもお恥しうございますが、多少なりとも皆様の御参考になりますればと存じまして一言述べさせて頂きます。（中略）私達は主として乳幼児の保護、軍人遺家族の相談指導並に健康相談指導を致しておりまして、乳幼児は其の家庭を毎月赤ちゃんのお誕生日、或ひは必要に応じて二回、三回妊産婦、軍人遺家族、虚弱児の家庭は毎月一回以上訪問いたしております。（下略）

◀社会保健婦の活動を紹介した特集「体験を語る」
（『社会時報』第18巻第3号/昭和16年3月/雑誌-Y社会時報65）



《戦後山口県の保健婦》

戦後まもない時期には、戦争孤児や、配偶者との死別により困窮する女性の援護に対応するため、女性民生委員の増加が求められました。山口県内の女性民生委員数は昭和23年時点で全委員数の20.3%であり、全国平均の18.5%を上回る割合でした。加えて、助産婦や保健婦に民生委員が委嘱されていたのは全国で7県のみでしたが、山口県はそのひとつであり、女性民生委員数に占める割合も全国平均（1.02%）を大きく上回る4%でした（『厚生統計月報』2(3)/昭和23年6月）。

山口県における保健婦事業の形成過程を辿ると、地域住民の社会的・経済的背景を視野にいれ、様々な機関と連携を図りながら保健衛生活動に従事していた歴史がありました。昭和23年に制定された保健婦助産婦看護婦法により、保健婦は改めて医療・看護職に連なる資格職として位置づけられましたが、とりわけ戦前には、社会事業の領域でも重要な役割を果たしていたのです。